

奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅 屋根葺替工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称 奈良県立民俗博物館旧前坊家住宅屋根葺替工事
2. 工事場所 奈良県大和郡山市矢田町545番地内
3. 工事内容 奈良県立民俗博物館内の移築復原民家である旧前坊家住宅（奈良県指定有形文化財）の屋根葺替工事で、主屋の一部・離座敷の杉皮葺の葺替を行い、これに伴う破風及び野地等の破損腐朽部の補修を行う。
4. 工事期間 着工：工事請負契約後
完了：令和2年3月27日

5. 一般事項

- ①工事の実施計画について、あらかじめ奈良県立民俗博物館の管理責任者と綿密に打ち合わせを行い、承認を得たうえで工事を実施すること。
- ②この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項または疑問を生じた場合はすべて係員の指示に従い施工する。
- ③比較的軽微と思われる仕様変更に伴う資材及び工数の増が生じた場合も、請負金額は変更しない。
- ④工事場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。
- ⑤本工事は奈良県指定文化財建造物の修理工事であることを認識し、その価値を損なわぬよう配慮し、工事の進捗には細心の注意を払うこと。
- ⑥工事に必要な各種の許認可等手続きは、請負者がこれを代行するものとし、その申請・手続き等に要する費用も請負者が負担する。また人身事故、その他災害等の防止には万全を期すること。
- ⑦施工にあたっては請負者の現場担当者を定め、係員と工事工程を綿密に協議のうえ、工事の進行・調整を図る。
- ⑧工事に使用する材料はすべて担当係員の検査を受け、合格したものを使用する。
- ⑨使用する材料はすべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災に対し、十分対策を講ずるものとする。
- ⑩工事完了後は、工事場の片付け、清掃を行い、不用材は担当係員の指示に従い、場外に搬出した後、請負者が責任を持って処分する。
- ⑪工事は原則として、月曜日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分迄とする。月曜日に作業しようとする場合は、あらかじめ奈良県立民俗博物館の管理責任者の了解を得なければならない。
- ⑫着手前、工事中、竣工の各工程ごとの工事写真を撮影し、プリントのうえ工事アルバムを作成し、工事完了後に3部提出する。デジタル写真の場合は、上記のほか、データをCDに焼き付けて1部提出する。

II 工事仕様

1. 構造形式・規模

- ①主屋 桁行 13.9m、梁間 9.3m、一部二階建、切妻造、北面庇付、杉皮葺
平面積 171.96 m²
軒面積 153.5 m²

- 屋根面積 190.0 m²
- ②渡廊下 桁行 12.68m、梁間 3.95m、二階建、切妻造、杉皮葺
 平面積 63.8 m²
 軒面積 68.0 m²
 屋根面積 73.4 m²
- ③離座敷 桁行 11.83m、梁間 5.76m、二階建、切妻造、四面庇付、杉皮葺
 平面積 68.51 m²
 軒面積 89.0 m²
 屋根面積 113.5 m²

2.工 法

A. 仮設工事

①計 画

軒足場：工事区域を設定し、軒先に丸太または枠組足場か単管を使用して軒足場を組立て、適宜追掛け、筋違を取付ける。必要に応じ、登り栈橋あるいは階段を取付ける。

仮屋根：離座敷には単管組・シート張りによる仮屋根を設ける。

②材 料

軒足場・仮屋根に使用する材料は下記のを標準とする。

建 地・控 柱：末口 50mm 以上の檜及び杉丸太、あるいは幅 1.2m、高さ 1.9m の鳥居型建柱あるいは外径 48.6mm、肉厚 2.4mm、長さ 1.5m～6.0m の単管

追掛・布・筋違：同上の丸太、あるいは外径 48.6mm、肉厚 2.4mm、長さ 1.5m～6.0m の単管

足 場 板：幅 50cm、長さ 1.8m の鋼製布板または厚 3.5cm 以上、長さ 4m、幅 20cm 以上の杉挽立材

鉄 線：8 番及び 10 番なまし鉄線

メッシュシート：灰色あるいは緑色の防災加工シート

防 炎 シ ー ト：白色の防災加工シート

③軒足場・仮屋根

丸太または単管・枠組足場を適宜使い分けて組立てる。組立にあたっては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建設工事共通仕様書」、日本建築学会編「建築工事仕様書 JASS2 仮設工事」に準拠して施工する。棚全面には足場板を敷き詰め、固定する。また必要に応じて、作業員、工具、資材の落下防止対策等を講じる。

④危険防止その他

工事実施に当り、危険防止、衛生、防火対策に関して法規上必要とする設備を施し、かつ防火対策を講じる。

B. 屋根工事（杉皮葺）

①解 体

解体前に監督員の指示のもと必要な諸調査、実測、写真撮影等を完了しておく。解体準備完了後、修理を要する部分を順序よく丁寧に解体し、解体中必要な諸記録をとる。

解体着手後は必要に応じ適宜、屋根面のシート養生を行う。部材は監督員の指示に従って再用、繕い、取替材に区分し、同種材毎に整理して監督員の指示する場所に格納する。この際、汚破損等が生じないように取り扱いには十分注意する。

②材 料

杉 皮：樹齢 80 年内外の荒皮、長 1.8m×延巾 5.4m 以上で 1 束分とする。根皮、節皮、網皮等のない良質材。長さ 75 cm に切り揃え、皮の両端は羽重ねになるよう揃える。

押 縁：角材、杉赤身材、巾 3 cm×厚 1.5 cm、長 4m
棟 押 え：檜丸太、末口 12 cm程度、長 6m
棕 欄 縄：径 6 mmで十分に強度を有するもの
銅 線：径 1.2 mm
ルーフィング：砂付ルーフィング、JIS A6005、3500
防腐防虫剤：キシラモン及びキシラデコールまたは同級品

③工 法

イ. 軒 付

杉皮を軒先広小舞より所定の出に揃えて傍を隙間なく敷並べ、2枚葺き重ねたところで杉皮先端より 6 cm込みにルーフィングを敷いた後、さらに杉皮を 3枚葺き重ね、広小舞より 20 cm上方に押縁を通り良く据え付け、棕欄縄で野地の縄取り竹と緊結して杉皮を押え付ける。

ロ. 平 葺

平葺は葺足を 30 cm内外とし、葺足の通りに 6 cm角程度の角材を通り良く置いて仮止めし、6 cm込みにルーフィングを敷いた後、杉皮の木口を角材に突き当てて葺足を揃えつつ傍を隙間なく敷並べる。3枚葺き重ねたところで所定の位置に角材の押縁を通り良く据え付け、棕欄縄で野地の縄取り竹と緊結して杉皮を押え付ける。

ハ. 棟包み

棟包みは、棟真から振り分けで所定の位置に角材を通り良く置いて仮止めし、所定の位置にルーフィングを敷いた後、杉皮の木口を角材に突き当てつつ傍を隙間なく敷並べ、棟頂部で杉皮が目切れしないよう緩く丁寧に折り曲げる。3枚葺き重ねたところで棟頂部に棟真振り分けで所定の位置に檜丸太を通り良く置き、銅線にて垂木より緊結する。棟押えの檜丸太は予め下面に深さ 5 cm程度の水線を約 50 cm間隔に施す。

ニ. 破風際

平葺に先立ち、予め破風内面及び天端に水切を設置する。水切は小舞上面より約 9 cm矩折れに立ち上げ、破風板内面から天端にかけて覆い、銅釘で止め付ける。また、平葺の際に葺き込むルーフィングも同様に、破風板内面に沿って約 7 cm立ち上げる。

C. 木工事

①概 要

屋根葺替に伴う破風板・広小舞・小舞等の腐朽部分の取替、柱・母屋の腐朽部の補修を行う。

②再用材

当初材、後補材とも監督員の指示に従って、将来の保存に支障のない限りつとめて再用する。

③繕 い

不要の穴及び仕口、腐朽部分等は監督員の指示に従って継手、仕口をもって埋木、矧木、継木で繕うが、見え掛かり部分の体裁を考慮して施工する。原則として釘、接着剤は補助的または継手、仕口を施すことが出来ない場合に限り使用する。

④取替材

腐朽、破損の甚だしい部分の取替材は下記の材を標準とするが、将来の保存に支障をきたさない限り同種材を用い、旧形・旧工法を踏襲する。

破風板・広小舞・小舞・柱：檜、上小節、赤身勝

垂木・母屋：杉丸太

⑤補足材加工

仕口、継手、曲線は監督員の指示に従って在来通りに加工する。

⑥金 物

釘、鋸、ボルト、補強用金具は JIS 規格品を使用する。

⑦組立及び補強

在来通り順序よく組み立てるが、再用材の胴付き等建造物の寸法の基準となる箇所は、切り削りを行わないようにする。なお、構造上不完全と認められる箇所には、監督員の指示に従って添木、金物等をもって補強策を講じる。

⑧古色塗

取替材及び新補材、再用材の埋木・矧木の見え掛かり部分には、監督員の指示に従って、周囲の木地面と色調を合わせた古色塗を施す。

⑨その他

取替材または新補材の見え隠れ部分には、後世に修理範囲と時期が確認できるよう、墨書その他の方法で修理年号を記す。

D. 雑工事

①防腐処理

取替材その他の監督員が指示する部分には、防腐剤を塗布または散布する。

イ. 材 料

全日本シロアリ対策協会認定剤

ロ. 工 法

木部に 1 m² (木材表面積) 当り 200 g 以上の薬剤を刷毛等で塗装または散布する。

E. 後片付け

各仮設物の解体完了後は、作業区域及びその周辺の片付け・清掃を行い、建地堀立て抜き取り穴や仮設建設の際に行われた一部地業等の部分を整地する。また仮設物内や周囲に自生した雑草も引き抜いた後、整地を行う。

F. その他

作業現場の一般向け見学会を実施すること。
実施の詳細については両者で協議する。